

## 取引又は証明に該当する「はかり」の参考事例

定 義（計量法第2条第2項）

「取引」とは、有償であると無償であることを問わず、物の給付（売買、貸借、贈与等）又は役務の給付（輸送、保管、雇用、請負、委託加工等）を目的とする業務上の行為（業務に関連し、反復継続して行う行為）をいう。

### 具体的事例

- スーパー等量販店又は小売店等で、精肉・鮮魚・青果・惣菜・塩干商品等の計り売りに使用するもの
- 農協、漁協で、組合員より農産物・魚介類の計り買いに使用するもの
- 農産物、海産物加工販売店で、加工品の計り売りに使用するもの
- 茶舗、製麺所等で、商品の計り売りに使用するもの
- 釣具、金物店等で、商品の計り売りに使用するもの
- 観光農園等で、青果等の計り売りに使用するもの
- 農家、漁家等が、庭先取引や行商で計り売りに使用するもの
- 製造販売事業所等で、商品（食品・肥料・農薬・セメント等）の計り売りに使用するもの
- 病院、薬局等で、調剤に使用するもの
- 運送、宅配、倉庫、質屋、廃棄物処理業等で、料金特定に使用するもの

※ 計り売りには、商品を袋・缶等に詰めて、その内容量を表記する場合を含む

「証明」とは、公に（不特定多数の者のほか、公的機関が、又は公的機関に対し、の意味）又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明すること（真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること）をいう。

### 具体的事例

- 病院等で、健康診断書に体重を記入するために使用するもの
- 病院、保健所等で、乳幼児の体重を母子手帳に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園等で、生徒等の体重を通知表等に記入するために使用するもの
- 学校、幼稚園、給食センター等で、給食の栄養成分の量（グラム）を公的機関等に報告する場合に使用するもの
- 検察庁、警察等で、実地検証等に使用するもの
- 公的機関が、又は公的機関に対して通知、報告書等に記入するために使用するもの

# 「はかり」の定期検査

## 1 定期検査の対象となる「はかり」

取引又は証明に使用する「非自動はかり」です。

どちらかの証印がなければ取引又は証明に使えません。



検定証印



基準適合証印

## 2 検査手数料(消費税:非課税)

種類	型式及び能力	手数料	種類	型式及び能力	手数料
・電気式はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 250kg以下のもの 500kg以下のもの 1t 以下のもの 2t 以下のもの 5t 以下のもの 10t以下のもの 20t以下のもの 30t以下のもの 40t以下のもの 50t以下のもの 50tを超えるもの  最小の目量又は表 記された感量が、 ひょう量の1万分 の1未満のものは 上記の2倍の手数 料となります。	(円) 1,470 1,910 2,360 3,390 4,040 7,490 11,630 16,290 20,720 23,370 32,300 55,420	・手動天びん  ・等比皿手動はかり  ・皿手動はかり  ・台手動はかり  ・手動指示併用はかり  ・ばね式指示はかり 	ひょう量が 100kg以下のもの 250kg以下のもの 500kg以下のもの 1t 以下のもの 2t 以下のもの 5t 以下のもの 10t以下のもの 20t以下のもの 30t以下のもの 40t以下のもの 50t以下のもの 50tを超えるもの  最小の目量又は表 記された感量が、 ひょう量の1万分 の1未満のものは 上記の2倍の手数 料となります。	(円) 560 960 1,650 2,230 4,040 7,490 11,630 16,290 20,720 23,370 32,300 55,420
・棒はかり  ・ばね式指示はかり (直線目盛のみ のもの) 		270			
・分銅  ・おもり 	1個につき	10			

- (注) 1 検査には、清掃した「はかり」をご持参くださるようお願いいたします。  
 2 検査には、上記手数料が必要です。当日現金で納付してください。

### 《計量に関するご相談は》

山口県指定定期検査機関・指定計量証明検査機関

○ 一般社団法人 山口県計量協会 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-986-2591

○ 山口県計量検定所 〒747-1221 山口市鑄銭司12361-31 TEL 083-985-1710

2年に1回 必ず受けよう定期検査